

大月短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等（以下「公的研究費」という。）について、大月短期大学（以下「本学」という。）における研究費の管理・監査事務に関する必要な事項を定めるもことを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第3条 本学に最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。

(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)

第4条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

2 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関するルールを明確に定め、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知させる。

(職務権限の明確化)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知させる。

2 事務処理については、責任の所在を明確にし、職務権限に応じた決裁手続きを行う。

(関係者の意識向上)

第6条 最高管理責任者は、教職員等の公的研究費に対する意識向上を目途に、公的研究費に関する説明会を開催する。

2 最高管理責任者は、研究者及び事務職員の行動規範を策定する。

(不正防止計画の策定)

第7条 最高管理責任者は、競争的資金等を適正に管理し、不正の発生を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）を策定する。

(不正防止計画の推進)

第8条 最高管理責任者が率先して不正防止に対応することを機関内外に表明するとともに、最高管理責任者が自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

2 不正防止計画の推進担当を、事務局内に置く。

(公的研究費の執行)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の執行に当たって、公的資金によるものであることを教職員個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう不正防止計画を踏まえ、適正な執行を行う。

2 公的研究費の経理処理は、全て事務局が行う。

(検収業務等)

第10条 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費による購入物品に関して検収責任者を置き、納品を検収するものとする。

2 検収責任者は、納品書と現物を照合の上、納品書に所定の検収印を押印する。

3 不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。

4 検収責任者は、事務局長が任命する。

(相談窓口)

第11条 公的研究費に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談を受け付ける窓口を事務局内に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。

(通報窓口)

第12条 本学での公的研究費の使用・管理に係る不正に関し、学内外からの通報を受ける窓口

を事務局内に置く。

(モニタリング及び監査体制)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び監査体制を整備する。

2 公的研究費における充実強化を図るため、内部監査を行う。

3 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、発注・検収・支払いの現場における現状を確認すると共に、帳票類の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多角的な観点から監査を行う。

3 内部監査は、教務部長及び事務局長が行う。

4 内部監査の実施結果について、最高管理責任者に報告する。

(運営・管理の見直し)

第14条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

附 則

この規則は、平成19年10月22日から施行する。